

## 地区計画の区域内における行為の届出書

届出が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域内において、下記の行為を行う場合。</li> <li>・建築物等の工事着手の 30 日前までに、所定の用紙に記入の上、設計図等を添付し、届け出てください。</li> </ul> <p>①土地の区画形質の変更 切土、盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割などが含まれます。</p> <p>②建築物の建築 建築物には、住宅、店舗などに附属する門やへいが含まれます。また、建築には、新築、増築、改築、移転が含まれます。</p> <p>③工作物等の建設 煙突、広告塔、擁壁などが含まれます。</p> <p>④建築物の用途の変更 用途変更後の建築物等が、地区計画で定めている用途の制限に適合しないこととなる場合に限りです。</p> <p>注：建築確認を必要としない建築物の建築や、かき（垣）やさく（柵）を単独で設ける場合も届出が必要です。</p>																										
届出に必要なもの	<p>①地区計画の区域内における行為の届出書・・・正・副各 1 部（副本コピー可）</p> <p>②図面・・・正・副各 1 部（副本コピー可）</p> <table border="1" data-bbox="555 1214 1337 1872"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>図面</th> <th>縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地の区画・形質の変更</td> <td>案内図</td> <td>1/10,000 以上</td> </tr> <tr> <td>設計図</td> <td>1/100 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建築物等の建築又は用途の変更</td> <td>案内図</td> <td>1/10,000 以上</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>1/100 以上</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>1/100 以上</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1/50 以上</td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td>1/50 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建築物等の形態又は意匠の変更 (鶴瀬駅西口地区該当箇所のみ)</td> <td>案内図</td> <td>1/10,000 以上</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>1/100 以上</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1/50 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建築確認申請用に用意した図面がある場合で、縮尺表示と計測が可能であれば上記縮尺以外でも可。</p> <p>※【設計図】 土地利用計画図や造成計画図など</p>	行為の種類	図面	縮尺	土地の区画・形質の変更	案内図	1/10,000 以上	設計図	1/100 以上	建築物等の建築又は用途の変更	案内図	1/10,000 以上	配置図	1/100 以上	求積図	1/100 以上	平面図	1/50 以上	立面図	1/50 以上	建築物等の形態又は意匠の変更 (鶴瀬駅西口地区該当箇所のみ)	案内図	1/10,000 以上	配置図	1/100 以上	平面図	1/50 以上
行為の種類	図面	縮尺																									
土地の区画・形質の変更	案内図	1/10,000 以上																									
	設計図	1/100 以上																									
建築物等の建築又は用途の変更	案内図	1/10,000 以上																									
	配置図	1/100 以上																									
	求積図	1/100 以上																									
	平面図	1/50 以上																									
	立面図	1/50 以上																									
建築物等の形態又は意匠の変更 (鶴瀬駅西口地区該当箇所のみ)	案内図	1/10,000 以上																									
	配置図	1/100 以上																									
	平面図	1/50 以上																									

	<p>※【配置図】</p> <p>&lt;水子地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地における建築物又は工作物の位置、接道する道路線を表示</li> <li>・地区施設道路に接道する敷地は、道路中心線から地区施設道路境界線までの距離と道路線、壁面後退線と有効後退距離を表示 ただし、6-16号線、4-1及び4-2号線の一部、4.8-18号線の一部（一方後退の道路）に接道する敷地については、水路・鉄道・崖地側の道路境界線から地区施設道路境界線までの距離と道路線、壁面後退線と有効後退距離を表示</li> </ul> <p>&lt;諏訪地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地における建築物又は工作物の位置、接道する道路線を表示</li> <li>・地区施設道路に接道する敷地は、道路中心線から地区施設道路境界線までの距離と道路線、壁面後退線と有効後退距離を表示</li> </ul> <p>&lt;針ヶ谷・勝瀬原・鶴瀬駅西口・鶴瀬駅東口・つるせ台地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地における建築物または工作物の位置及び壁面後退線並びに有効後退距離を表示</li> </ul> <p>※【求積図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の敷地面積と地区施設道路にかかる部分の面積を別けて表示（水子地区・諏訪地区が該当）</li> </ul> <p>※【立面図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二面以上の立面とし、道路及び隣地の境界線を表示したもの</li> </ul> <p>③その他・・・正・副各1部（副本コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業地区で仮換地指定されている場合（鶴瀬駅西口地区・鶴瀬駅東口地区）：仮換地証明書の写し</li> <li>・土地の一部を分割して使用する場合：公図の写しや求積図等土地の分割状況（残地を含む）が確認できるもの</li> <li>・代理人による届出の場合：委任状</li> <li>・針ヶ谷地区及び勝瀬原地区で届出の敷地面積が換地処分時に、建築物の敷地面積の最低限度を下回っている場合：土地全部事項証明書の写し</li> <li>・水子地区及び諏訪地区で届出の敷地面積が地区計画決定時に、建築物の敷地面積の最低限度を下回っている場合：土地全部事項証明書の写し</li> </ul>
届出上の注意	<p>*地区計画の内容が記載されたパンフレットはまちづくり推進課で配布しています。なお、抜粋したものは、「地区計画区域内で届出が必要な行為とその方法」のページからダウンロードできます。</p> <p>*別途、「地区計画区域内の地区整備計画を定める区域における運用基準」の定めがありますので、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。</p>

	<p>*地区計画のなかで、特に重要なものは市の条例で定めることができ、条例で定められた事項については、建築確認の審査の対象となります。</p> <p>富士見市では平成 19 年 4 月 1 日から「富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を施行し、「建築物の用途の制限」「敷地面積の最低限度」「建築物の高さの最高限度」の 3 項目が条例に定められています。</p> <p>条例の詳細につきましては、建築指導課までお問い合わせください。</p> <table data-bbox="517 613 1123 833"> <tr> <td>鶴瀬駅東口地区</td> <td>平成 19 年 4 月 1 日施行</td> </tr> <tr> <td>針ヶ谷地区</td> <td>平成 21 年 6 月 1 日施行</td> </tr> <tr> <td>勝瀬原地区</td> <td>平成 21 年 6 月 1 日施行</td> </tr> <tr> <td>鶴瀬駅西口地区</td> <td>平成 21 年 6 月 1 日施行</td> </tr> <tr> <td>つるせ台地区</td> <td>平成 21 年 6 月 1 日施行</td> </tr> </table>	鶴瀬駅東口地区	平成 19 年 4 月 1 日施行	針ヶ谷地区	平成 21 年 6 月 1 日施行	勝瀬原地区	平成 21 年 6 月 1 日施行	鶴瀬駅西口地区	平成 21 年 6 月 1 日施行	つるせ台地区	平成 21 年 6 月 1 日施行
鶴瀬駅東口地区	平成 19 年 4 月 1 日施行										
針ヶ谷地区	平成 21 年 6 月 1 日施行										
勝瀬原地区	平成 21 年 6 月 1 日施行										
鶴瀬駅西口地区	平成 21 年 6 月 1 日施行										
つるせ台地区	平成 21 年 6 月 1 日施行										
郵送提出の可否	不可										
届出・問合せ先	まちづくり推進課 電話 049-251-2711 (代表)										

地区計画の区域内における行為の届出書

〇〇年 4月 1日

(あて先) 富士見市長

届出者 住所 富士見市大字鶴馬1800番地1  
 氏名 富士見 太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

1. 行為の場所 **富士見市 針ヶ谷〇丁目〇〇番〇〇**

土地区画整理事業施行中の場合  
(鶴瀬駅東口・鶴瀬駅西口地区) **〇〇〇土地区画整理事業施行地内 仮換地〇〇街区〇〇画地 地内  
従前地 富士見市大字〇〇 字〇〇 〇〇〇〇-〇**

2. 行為の着手予定日 〇〇年 5月 1日

3. 行為の完了予定日 〇〇年 10月 1日

4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別		建築物の建築 工作物の建設			
			(新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要			届出部分	届出以外の部分	合計
		(I) 敷地面積		148 m <sup>2</sup>		
		(II) 建築又は建設面積		60.55 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60.55 m <sup>2</sup>
(III) 延べ面積		110.35 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	110.35 m <sup>2</sup>		
(IV) 高さ・地盤面から		(V) 用途 <b>専用住宅</b>				
7.5メートル		(VI) 垣又はさくの構造 <b>コンクリートブロック3段+メッシュフェンス0.9m</b>				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m <sup>2</sup>	
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m <sup>2</sup>	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

# 委任状(例)

私は都合により、(住所・氏名・連絡先・必要に応じて建築士の番号等)を代理人と定め、下記の(建築行為)について、(都市計画法第58条の2第1項)に関する法令及び条例等の規定による(地区計画)の届出・申請・訂正・受領の一切の手続を委任する。

## 記

1 行為の場所(地名地番) 富士見市 **針ヶ谷〇—〇〇—〇〇**

※土地区画整理事業施行中地区(鶴瀬駅西口、鶴瀬駅東口)の場合

**〇〇〇土地区画整理事業地内 仮換地〇〇街区〇〇画地 地内**

**従前地 富士見市大字〇〇字〇〇 〇〇〇〇—〇**

以上

〇〇年 〇月 〇日

委任者

住所 富士見市大字鶴馬1800番地1

氏名 富士見 太郎